○大津菊陽水道企業団給水条例施行規則

第1章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構造及び附属用具)

- 第1条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。
- 2 給水装置には、量水器桝その他附属用具を備えなければならない。 (給水装置新設等の申込み)
- 第2条 大津菊陽水道企業団給水条例(平成10年条例第2号。以下「条例」という。)第4条第1項に 規定する給水装置の新設、増設、改造の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出をもって行う。 (利害関係人の同意書の提出)
- 第3条 条例第4条第2項の規定により大津菊陽水道企業団企業長(以下「企業長」という。)が申込者 から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定める者とする。
 - (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。給水装置所有者の「給水管所有者分岐同意書」(給水装置工事申込書)
 - (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の「土地家屋使用承諾書」(同上)

(開発等の事前協議)

- 第4条 条例第6条の協議は、「開発給水協議書」の提出をもって行う。
- 2 企業長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面により回答する。

(給水装置使用材料)

- 第5条 企業長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、大津菊陽水道企業団指 定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法 施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する基準に適合していること の証明を求めることができる。
- 2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第6条 条例第9条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、 企業長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 条例第9条の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業所で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への 適合性を証明したもの
- 3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めた場合は、前 項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。
- 4 企業長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。
- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければ ならない。

(給水管埋設の深さ)

第8条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては100センチメートル以上、私道内においては100センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

- 第9条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓(当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの)までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。
 - (1) 口径が40ミリメートル以下の給水管 ポリエチレン2層管又は配水用ポリエチレン管
 - (2) 口径が50ミリメートル以上の給水管 配水用ポリエチレン管又は鋳鉄管
- 2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、企業長がやむを得ないと認めた場合は、 前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

- 第10条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。
 - (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
 - (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
 - (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
 - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

- 第11条 条例第19条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。
- 2 同一使用者が同一敷地内に設置する 2 以上の建物で水道を使用するときは、当該 2 以上の建物を 1 建築物とみなす。

(受水タンク以下装置)

- 第12条 条例第19条第2項の使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに 該当するときとする。
 - (1) 受水タンク以下の装置が2戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
 - (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用が異なるとき。
- 2 受水タンク以下の装置に量水器を設置する基準は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。) を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
 - (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。
 - ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。
 - イ 非住宅部分について、企業長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を 一括して計量できるメーターを設置する。
- 3 前項各号の共用部分について企業長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水タンク以下装置は、次に適合するものでなければならない。
 - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上 必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ企業長に届け出て条例第8条第1項に規定する企業長が指定する者が工事 を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。

(危険防止の設置)

- 第13条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。
- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、企業団の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じ させるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

第2章 給水

(給水管防護の措置)

- 第14条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由 のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠蔽にかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

第15条 条例第16条に規定する給水の申込みは、「水道使用開始届」の提出をもって行う。

(代理人の選定届等)

第 16 条 条例第 17 条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、「代理人選定 (変更)届」により行う。

(メーターの損害弁償)

- 第17条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、「メーター亡失(毀損)届」を企業長に届出なければならない。
- 2 企業長は、条例第20条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出の様式)

- 第18条 条例第21条の規定による届出は、次に定めるところによる。
 - (1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、「水道使用申込書」の提出をもって行う。
 - (2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、「給水装置()工事変更届」の提出をもって行う。
 - (3) 消火演習に消火栓を使用するときは、「消火栓演習使用届」の提出をもって行う。
 - (4) 給水装置所有者に変更があったときは、「給水装置所有者変更届」の提出をもって行う。
 - (5) 消火栓を消火に使用したときは、「消防用水使用届」の提出をもって行う。

(給水装置及び水質検査の請求)

第 19 条 条例第 24 条第 1 項の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもって 行う。

第3章 料金及び手数料

(料金等の納入期限)

第20条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあっては納入通知書を発して、料金 算定の翌月の15日までに徴収するものとする。

(過誤納による精算)

第21条 水道料金(以下「料金」という。)を徴収後その料金の算定に過誤があったときは、次回以降 の料金において精算することができる。

(使用水量及び用途の認定基準等)

- 第22条 条例第28条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。
 - (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
 - (2) 条例第28条第2号の規定による用途区分は、それぞれの用途に係る使用水量に対応する超過料金の額が高額である用途区分とする。
 - (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明なときは、企業長が別に定める。

第23条 削除

(工事負担金を伴う給水の申込み)

第24条 条例第35条第1項の規定による給水の申込みは、「給水条例第35条の規定による給水申込書」の提出をもって行い、給水管等については、竣工と同時に企業団へ無償譲渡し、企業団は後の維持管理を引き継ぐものとする。

(工事負担金の額の決定等)

- 第25条 企業長は、条例第35条第1項の規定による給水申込みを受け、水道事業の運営に支障がない と認めるときは、次条の規定により工事負担金の額を決定し、「給水受諾通知書」により当該申込者 に通知するものとする。
- 2 申込者は、前項の通知を受けたときは、企業長の指定する日までに前項の工事負担金の全額を納入しなければならない。ただし、企業長が特に理由があると認めるときは、分納することができる。
- 3 申込者が第1項の工事負担金を企業長の指定する日までに納入しないときは、当該申込みを取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、企業長が配水管等の設置工事に着手する前に申込者が 当該申込みを取り消したときは、この限りでない。

(工事負担金の額の決定)

- 第26条 条例第35条第2項に規定する工事負担金の額は、次に掲げる費用の合計額とする。
 - (1) 工事に要する費用
 - ア 材料費
 - イ 土工費
 - ウ 配管工費
 - 工 路面復旧費
 - (2) その他の費用
- 2 前項各号に規定する費用は、次により精算する。
 - (1) 工事に要する費用は、企業長が別に定める設計単価表により算出した額
 - (2) その他の費用は、企業団が給水に応ずるために要する費用のうち工事に要する費用以外の費用 (料金等の軽減又は免除)
- 第27条 条例第36条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するものの うち企業長が認めたものに対して行う。
 - (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
 - (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
 - (3) その他企業長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

- 2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、「水道料金減免申請書」の提出をもって行う。
- 3 企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

第4章 管理

(措置命令)

第28条 条例第37条の規定による措置の指示は、「給水装置の管理義務違反に関する指示書」により 行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(水道使用上の注意)

第29条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように 措置しなければならない。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

- 第30条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に 関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 設置者は、次の各項目に定める基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等により、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置 を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
 - (2) 前号に規定する基準に基づき、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は1年以内ごとに1 回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質 の検査を行うこと。